

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一埼玉県共助会に支出された掛金累計額について法人負担の退職金と認識し、退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金 一支給対象期間基準に基づき、当期に対応する金額について計上を行っている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、埼玉県共助会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	199,341,303	0	0	199,341,303
建物	1,307,268,238	0	66,630,413	1,240,637,825
合計	1,506,609,541	0	66,630,413	1,439,979,128

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

ルピナス鴻巣ホーム

担保に供されている資産は以下のとおりである。□

建物(基本財産) □ 407,251,967円

☑ 407,251,967円

□

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。□

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 62,000,000円

計 62,000,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,511,346,643	1,270,708,818	1,240,637,825
小計	2,511,346,643	1,270,708,818	1,240,637,825
その他の固定資産			

建物	113,138,777	85,804,247	27,334,530
建物附属設備	2,916,000	72,900	2,843,100
構築物	35,447,570	15,968,008	19,479,562
車輛運搬具	38,903,508	30,810,172	8,093,336
器具及び備品	193,799,396	151,500,321	42,299,075
その他の固定資産	13,635,935	0	13,635,935
小計	397,841,186	284,155,648	113,685,538
合計	2,909,187,829	1,554,864,466	1,354,323,363

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし